

議会だより

祝 成人おめでとう



平成27年 吉富町成人式

CONTENTS

12月定例議会報告	2
10・11月臨時報告	3
議会審議結果表	3
委員会経過	4
一般質問	6
議会報告会結果報告	11



年末年始開催の全国高等学校サッカー選手権大会でベスト16入りした、中津東高校サッカー部の吉富町出身選手

12月定例議会報告

平成26年第4回定例町議会は、12月1日から18日までの18日間開催されました。

条例案件

※議案第68号

特別職の非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する
条例の制定について（可
決）

・平成27年度から放課後児童
支援員、主任介護支援専門
員、保健師、看護師を非常
勤の嘱託職員として配置す
ること及び業務量増加等の
ため、子育て支援指導員、
介護支援専門員の報酬額の
見直しをする必要が生じた
ための条例改正です。

※議案第69号

吉富町ひとり親家庭等医
療費の支給に関する条例
の一部を改正する条例の
制定について（可決）

・「次代の社会を担う子ども
の健全な育成を図るための次
世代育成支援推進法等一部

を改正する法律」が施行され
たことに伴う条例改正です。

※議案第70号

吉富町重度障害者医療費
の支給に関する条例の一
部を改正する条例の制定
について（可決）

・児童福祉法の一部を改正す
る法律が施行されることに
伴う条例改正です。

※議案第71号

吉富町国民健康保険条例
の一部を改正する条例の
制定について（可決）

・健康保険法施行令等の一部
を改正する政令が公布され
たことに伴う条例改正です。

※議案第72号

吉富町道路占用料徴収条
例の一部を改正する条例
の制定について（可決）

・道路法施行令が改正された
ことに伴う条例改正です。

予算案件

※議案第73号

平成26年度吉富町一般会
計補正予算（第6号）に
ついて（可決）

・既定の歳入、歳出予算にそ
れぞれ7,926万9千
円を追加し、予算総額を
34億5,885万4千円と
するものです。

※議案第74号

平成26年度吉富町国民健
康保険特別会計補正予算
（第4号）について（可決）

・既定の歳入、歳出予算にそ
れぞれ2,033万7千
円を追加し、予算総額を
8億4,181万5千円と
するものです。

※議案第75号

平成26年度吉富町後期高
齢者医療特別会計補正予
算（第1号）について（可
決）

・既定の歳入、歳出予算に
それぞれ27万5千円を追
加し、予算総額を9,806
万2千円とするもの
です。

※議案第76号

平成26年度吉富町公共下
水道事業特別会計補正予
算（第5号）について（可
決）

・既定の歳入、歳出予算に
それぞれ38万5千円を追
加し、予算総額を3億3,
784万4千円とするもの
です。

※議案第77号

平成26年度吉富町水道事
業会計補正予算（第3号）
について（可決）

・収益的収入及び支出にそ
れぞれ9万5千円追加
し、収益的収入総額を
1億7,736万3千円、
収益的支出総額を1億7,
146万5千円とするもの
です。

※議案第79号

平成26年度吉富町一般会
計補正予算（第7号）に
ついて（可決）

・歳入、歳出予算の総額に歳
入歳出それぞれ900万円
を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ34億6,
785万4千円とするもの
です。

その他案件

※議案第78号

町道路線の変更について
（可決）

・現在、用地買収交渉中の小犬
丸村中道路について、関係
地権者の大方の内諾をいた
だいたため、今回、町道大
市屋敷線の終点を延長し、
道路認定するものです。

【議員・議会提出案件】

意見書

※意見書第3号

ウイルス性肝炎患者に対
する医療費助成の拡充を
求める意見書（案）（可決）

※意見書第4号

「手話言語法（仮称）」の
制定を求める意見書（案）
（可決）



臨時報告会

第六回臨時会

平成26年第6回臨時会は、10月16日の1日間開催されました。

工事請負契約案件

※議案第58号

工事請負契約の締結について（平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事）（可決）

・平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事について、さる10月8日に入札会を行ない、株式会社瀬口組が落札し、契約相手予定者に決定したので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるところです。

発議

※議案第8号

暴力団排除に関する決議について（可決）

第七回臨時会

平成26年第7回臨時会は、11月26日の1日間開催されました。

専決処分の承認

※議案第59号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））（承認）

・源泉所得税の徴収漏れが確認されたことに伴う未納付分の立てかえ金支払い並びに延滞税及び不納付加算税の納付のため、平成26年度吉富町一般会計補正予算を平成26年10月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより、議会に報告し、承認を求めるところです。

※議案第60号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（専決第1号））（承認）

・前議案と同様、水道事業において、源泉所得税の徴収漏れが確認されたことに伴う未納付分の立てかえ金支払いのため、平成26年度吉富町水道事業会計補正予算を平成26年11月10日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより、議会に報告し、承認を求めるところです。

※議案第67号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））（承認）

・平成26年11月21日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、同日付で当該補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより、議会に報告し、承認を求めるところです。

条例案件

※議案第61号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（可決）

・平成26年8月の人事院勧告に基づき、これを実施するため、一般職の職員の給与改定等を行うものです。

※議案第62号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（可決）

※議案第63号

一般職の職員に準じて、給与改定を行うものです。

予算案件

※議案第63号

平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について（可決）

※議案第64号

平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（可決）

※議案第65号

平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（可決）

※議案第66号

平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について（可決）

業会計補正予算（第2号）について（可決）

以上議案第63号から議案第66号までの補正予算については、給与条例の改定に伴う人件費の補正です。

平成26年 第6回臨時会・第7回臨時会・12月定例会 議案審議結果

「○」…賛成 「●」…反対 「議長」…議長職のため表決に参加しない 「欠」…議会欠席

議案番号	議案等の名称	審議結果	議長										賛成	反対	
			是石直哉	山本定生	太田文則	梅津義信	横川清一	丸谷一秋	今津時長	是石利彦	若山征洋	花畑明			
第6回臨時会 議決日：平成26年10月16日		なし													
第7回臨時会 議決日：平成26年11月26日		なし													
第4回定例会 議決日：平成26年12月5・18日定例会															
議案第73号	平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	議長	8	1

（※ 採決が分かれた議案等の採決結果のみ掲載）

総務文教常任委員会経過

当委員会に付託された議案について慎重に審査を行いました。質疑、意見は以下のとおりです。(多数の質疑(答弁)から抜粋)

※議案第73号

平成26年度吉富町一般会計補正予算(第6号)について

質疑

・県営住宅建替事業一時造成工事費の内訳が良くわからない。全体の埋め土をするのか、側壁をするのか、二次製品で囲っていくのか等の説明をして下さい。

答弁

・町の旧橋畔クラブの土地の横の民間の用地を購入する予定ですが、先ず、敷地を町有地と同じ高さまで埋め土をします。

その埋め土の費用、県道からその敷地に乗り入れていくスロープの造成で、このスロープにつきまは土羽で対応します。また、用壁等はありません。それと旧橋畔クラブの樹木を県の指示によりまして、伐採処分を考えています。

質疑

・県営住宅建替事業一時造成工事費と土地購入費は、県の事業をするのですが、町がするよりも県の事業としたほうが金額的にどうだったのか、そういう費用対効果など積算はしたのですか。

答弁

・旧橋畔クラブの町有地を県営住宅の建て替え用地としてという話は、2年ぐらい前からあったようです。その当時の話では、県営住宅の用地の確保は県のほうではしませんと、町のほうで確保して等価交換という形でやりたいというような申し出が最初からあっていました。それに則ったということで、県でそういう試算をしたかどうかという事はわかりません。

が、町としては県の方針に沿ったということですが。

質疑

・購入する土地は、坪いくらになるのですか。

答弁

・県のほうが事前に評価を行ってまして、平米あたり、1万5000円という金額になっていきます。坪約3万5千円程度になるうかとはいいます。

質疑

・隣地の承諾を得たということですが、電源道路と今度買う田んぼの間にひとつ田が残っていると思いますが、そこが谷底のようになっているのでは、こういうイメージを隣地の所有者はわかっているのですか。承諾が取れたのですか。

答弁

・確かに2箇所のスロープと県道中津吉富線に囲まれた形にはなると思っています。

質疑

・住民が入り出すわけですが、県の造成した住宅地から車が入りするのにならな所ではなくて良いのでしょうか。すぐ先には信号があります。朝の通勤の時間帯にはすごく混雑もします。そういう状況もわかっています。ここから出入りしなさいということでしょうか。

答弁

・県のほうが私どもに話しが来ているのは、斜めに県道に出るよう造成を考えていると。最終的な造成の計画図が出来ていまして、例えば県がそこを乗り入れ口にするとしても、今言われたようなことは県も考慮に入れて考えるだろうと思えます。我々も東側から出入りしても良いのではないのですか。この話も思っています。県も何らかことは考えていると思います。

質疑

・県が坪3万5千円ぐらいで宅地として買取るという評価と小犬丸の6.5m×100mで、その値段の差はないのですか。その地区の方が道路を拡幅したいとの要望があれば、やっていきたいという話がありました。そういう場合に不公平感とかが生じるのではないかと危惧するわけですが、これからの道路の取得に膨大なお金、造成のお金がかかるやもしれません。すべてにOKが出しにくいかもしれません。田として買うことはできないのですか。坪3万5千円は高いような気がしません。

答弁

・今回町が購入を予定しているこの土地につきましては、県のほうで予め不動産鑑定を行った価格を示しているわけで、その価格もつてということですので、多少の上乗せをした上で予算計上しています。他の町道用地の確保とは違うかと思えます。

質疑

・出来上がった場合、等価交換ということですが、価値が同じということでしょうか。金額が大体同じということですか。

答弁

・そのとおりです。平米あたりの金額はほぼ同じ金額です。

質疑

・条例で差が1/6以上の場合等は価交換できないということがあります。吉富町内でも価値が違いますが、それはクリアできるのですか。

答弁

・面積は実際には1000㎡も違いませんので、その中に完全に納まっている金額になります。

質疑

・こういう場合は、県との書類の交換(協定書)とかはあるのですか。

答弁

・今回のこの事業を進めるにあたり

て、前段として県のほうと基本協定書を結んでいます。その協定書に今後どういふふうにするかという方針が書かれていまして、それに則って県も町もやっています。その協定書が全てです。

質疑

・跡地をどの様に使うかということも計画中に入れてはほしいのです。まだ何も考えていませんと言っていました。数年前からこのような話があったわけですから、担当課としては計画書を練り上げていくべきだと思います。何か腹案のようなものがあるのですか。

答弁

・直江の住宅の土地につきましては、正式な等価交換が終わることが第一です。それで町の土地になります。町の土地になったから例えば直江の地域の皆さんに何か思いがありますよとか。吉富町としてどうしたらよいかの検討会や意見聴取をしなければならぬということもあろうかと思えます。町の物になったところで、更地になった時点でいかに使おうかとか、検討会を役場の中ですること必要だろうと。だけど今時点は、まだ県の物の土地を手に入れようということろでしてありますので、実際に直江の土地が町の土地になるには、3、4年かかると思っています。

質疑

・中学校費の繰出金の地方交付税(中学校)豊前市分についての説明をお願いします。

答弁

・この繰出金は組合立の吉富中学校が本町に所在するため普通交付税の中学校費、吉富中学校分が本町の普通交付税として算定されおりますので、基準財政需要額と交付税の交付率によりまして豊前市

分を算出しまして、豊前市に還付するものです。

質疑

・給与費明細書の時間外勤務手当が上がつているが、人口に対しての職員数というのがあると考えます。どんな町であろうと最低限度の職員数や最低限度の担当課が必要かと思っています。職員数が減ってきているのかと思えます。中学校組合に2名、介護保険に1名、病休の方が数名という聞いており、職員数の不足ということも考えられるのではないかと思っています。昨今、住民のニーズが多様化しています。職員に過剰な事務負担がかかっているのではないのですか。

答弁

・確かにそういう状況ではありますので、総務課の人事担当としましても十二分に検討して対応して行きたいと考えています。

意見

・県営住宅の建替事業を吉富町で請け負って代わってする件で、いくつか疑問点、気が晴れないところがありますので、賛否は最終日までとっておきます。

・県営住宅の土地購入費については、町が現在進めている長寿命化計画に基づく、住宅建替計画と同じように、古い住宅なので常々住民の方よりどうかしてほしいという意見を頂いており賛成するところではあります。町費を緊縮財政でされている町政の中で、もっと金を使えという気持もあるのですが、今回あえて町費を持ち出し部分もありません。このことは、現在住まれている住民の方々、町の人口流出減にも寄与することだと思ひ、また、町が取得した跡地の利用についても、町の方は住民の意見を取り入れていくとお聞きしました。そのことを評価し賛成意見とします。

福祉産業建設常任委員会経過

当委員会に付託された議案について慎重に審査を行いました。質疑、意見は以下のとおりです。（多数の質疑（答弁）、意見から抜粋）

※議案第68号

特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑 子育て支援指導員の報酬額がアップしたことの説明と放課後児童支援員について説明して下さい。

答弁 子育て支援指導員の月額報酬の改正案です。現在、子育て支援は、2名の職員、1名の臨時職員で対応しています。臨時職員との賃金の均衡を図るための見直しです。現在は、臨時職員が時給929円となつていますが、それと合わせるものです。放課後児童支援員は、平成27年度から放課後児童健全育成事業を委託から直営にしますのでその報酬です。現在委託先の「積み木の会」さんが、今年度限りの契約となつています。今後限りの契約ということで交渉していましたが、今年度限りでこの事業から撤退するという返事をいただいています。

質疑 「積み木の会」さんから契約の継続をしないと言われたのはいつごろの話ですか。

答弁 新しい更新に備えて、半年前ぐらいから交渉をしていましたが、最終的に継続できないという返事を夏ぐらいにいただいていたと思います。

質疑 夏ぐらいに継続しないという話があったならば、夏ぐらいに条例を上程して、1月ごろから重なる部分をつくり、移行期間を設けるの

が運営に関してはベターでは、そういう検討はしなかったのでしょうか。

答弁 補正予算で臨時職員の増額を計上していますが、その分4月採用予定者の方に来てもらつて、何日間か準備期間を設けて4月1日から始めます。

質疑 できる前提で計画を立てるのでしようが、もし、募集が来ない時にはどうなるのですか。

答弁 必ず来るものとして私たちは努力をしています。保育園の代替職員、臨時職員もかなり登録されていますので、最悪の場合その職員にお願いする事にしています。

※議案第72号 吉富町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

質疑 町民に特段負担をし得ることがあるのか確認します。

答弁 今回追加された占用物件以外については変更ありません。町民にとつて不具合を生じるような改正ではありません。

質疑 太陽光発電設備、オーブンカフエ等で新しく生じる不慣れや町民の負担が発生するのですか。

答弁 発電設備、食事施設につきましては、道路の車道、歩道で通行の支障を来たさない用地について設置ができるかとされています。本町については、そういう太陽光発電設備、風力発電が設置できるような道路用地がない関係から適用されることはないと考えています。オーブンカフエについては、町内の

道路整備をするうえで、最小限度を確保することになっていますので、そういった施設を設置するような用地については今現在町内には在りませんし、今後についてもないと考えています。

質疑 太陽光発電設備はどういう場合（設置場所）において徴収されるのですか。

答弁 高速道路のサービスエリアの山側に設置されているものや或いは風力発電を設置しているサービスエリアもあります。主にそういう施設について今回適用する占用物件が新たに追加されました。

※議案第73号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

質疑 軽度・中等度難聴児補聴器購入費は、1回限りで、5年の耐用年数と聞きましたが、不慮の事故やけが等で壊れたりした場合の対応はどうなるのですか。

答弁 修理に対する補助はありませんが、耐用年数5年を過ぎたものには、助成するようにしています。

質疑 幼保一体化施設こどもの森費に賃金の補正が上がつているが、臨時職員数は十分対応できているのですか。臨時職員の登録者はどれくらいいますか。

答弁 保育所には最低基準が設けられています。臨時代替職員を含めまして十分な配置をしています。6名の臨時職員、10名ほどの代替職員がいます。

質疑 土木管理費の土地分筆登記等手数料について、自治会要望ということだったので詳しく説明して下さい。

答弁 和井田地区については、土地を買われた方が和井田の村中の道が狭いということで、土地を提供したいという申し出を自治会長にされて、それに併せて自治会長の方から緊急の拡張要望がありました。小犬丸については、住宅の建て替えにより建築確認でのセツトバックが必要になり、その分についても4m未満であることから、最低4m確保したいということの自治会からの要望があり、併せて今回、土地分筆登記等手数料を上程しました。

質疑 小犬丸については、セツトバックが必要な場所と聞いたが、今後家の建て替えなどで自治会要望としてあがれば、やっていくという方向ですか。

答弁 総合計画の中でも4m未満の狭い道路につきましては、道路用地として住宅建て替え時期に用地を取得するという事を考えています。今後も狭小な道路での建て替え等につきましても、自治会からの要望があれば対応したいと考えています。

質疑

町道用地買収費で、先日坪2万円と聞きましたが、今後も2万円を進めていくのですか。

答弁 町道の整備については、基本的には従前のおり、宅地については2万円、田畑については1万5千円、山林については1万円として、用地買収を行きたいと考えています。

※議案第74号

平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

質疑 国民健康保険加入者の推移はどうか。

答弁 直近では、世帯数993、加入者は1,713人となっており、加入者が少し減っています。

質疑 減ったということだが、その要因がわかりませんか。

答弁 国保加入者が減るという事は、社会保険へ加入している状況にあると考えています。

※議案第75号 平成26年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

※議案第76号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

※議案第77号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

※議案第78号 町道路線の変更について

以上、議案第75号から78号については、質疑、意見等は特にありませんでした。

一般質問

翔志会

◆若山 征洋 議員



漁業振興について

問 平成26年度の漁業振興予算の、本計画の事業目的と推定メリットと進捗状況の説明を求める。

答 産業建設課長
本事業は、漁港・漁場施設の更新を図る為、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断及び診断結果に基づく機能保全計画の策定事業です。

メリットは、国の補助により、漁港・漁場施設の保全、更新工事を行う為機能診断を元に、長寿命化及び補修・更新等の基礎資料として活用予定。

進捗状況、完了予定時期は平成27年2月末です。

一般質問

問 吉富漁港漁場へ重機等進入路設置の考えは

答 産業建設課長

進入路の設置は、漁業組合からの設置要望は現在ありません。必要な進入路は設計時に仮設費等計上の検討を考えています。

問 中津く築城迄の7カ所、近隣漁場・漁港を視察結果、4漁場に進入路があります。

答 産業建設課長

組合より要望があれば、町、漁協組合と協議をしたいと考えています。

人口1万人施策について

問 1万人未達成要因の分析結果と今後の対応について

答 企画財政課長

社会動態の転出者が多い事が人口減少の大きな要因と言えますが、本町では20歳から39歳女性人口の減少率が近隣では低いという結果になっており、長年にわたる住環境を整備してきた施策の効果と分析をしています。今後の対応は、平成34年度末を計画期間としています第4次総合計画の着実に進捗をしたいと思います。

な進捗をしたいと思います。

問 人口が増加できなかったことに対する、町長の責任はどう考えていますか。

答 町長

町の将来を考え、私自身が思うことは壮大な理念、強い信念、何があっても諦めない執念を持つて、自信と確信を持ち各種の施策を継続遂行する事が責任であると思っています。

平成26年度主事業について

問 平成26年度のメイン事業の進捗状況についての説明をお願いします。

答 担当課長

- ① 振興作物推進事業
 - ② バイプハウス設置事業
 - ③ 子どもの森駐車場改修事業
 - ④ 大市屋敷線新設改良事業
 - ⑤ 公営住宅建設事業
 - ⑥ 臨時福祉給付金事業
 - ⑦ 吉富あいあいセンター改修工事
- ①補助対象の作付けが前年より増加 完了は27年3月
②相談は数件あり、申請は無し完了は27年3月
③26年8月完工
④地元説明会3回、8割の内諾済一部予算の次年度へ繰越事業を想定
⑤山王団地は9割の完成で年度内

- 完工予定
- ⑥支給見込み対象額者1,385名で、申請済み者1,306名、申請率は94.3%
- ⑦本年9月30日に完工

人事評価制度について

問 平成25年度に採択された人事評価制度の進捗状況の説明を求めます。

答 総務課長

検討委員会の組織化を図り、試行用マニュアル(案)を作成。進捗状況は、評価対象期間を7月から12月、人事評価制度を試行運用するに当たり、目標設定の研修会を平成26年7月1日に実施。8月に目標設定の承認後、12月から自己評価を実施。11月27日に評価者を対象に人事評価研修。

問 H26年11月時点での進捗状況を伺います。

答 上下水道課長

H9年度より着手。H47年度完成を目指し整備中。H26年11月時点の進捗状況は、公共下水道全体計画面積225万㎡内83.7万㎡の整備完了。町内世帯数2,904戸内1,282戸が供用開始し接続が可能です。

問 今後の工事の見通しを下水道だよりとは別に町民にお知らせする事を提案します。

答 上下水道課長

事業の情報、お知らせは、事業開始当初から広報の下水道だよりで提供しています。工事の見通しも、その年度の施工箇所の地図を添付して、簡単な事業概要と共にお知らせをしています。公共下水道事業は、国庫補助金と起債を主な財源として事業を進めています。この財源確保も、現場施行条件、あるいは入札の状況でも工事の進捗は大きく影響されますので、その時々に応じて、住民の皆様方にお知らせをしたいと思えます。

インターネットの活用について

問 本町ホームページを利用し、お知らせをする上で貴重な資料となる。本町住民のイ



吉伸会
◆梅津 義信 議員

吉富町下水道事業について

インターネット利用率を調査することを提案します。

答 企画財政課長
インターネットの利用率と、本町のホームページを利用してお知らせすることの関連性は、直接的なものではないと考えます。本町ホームページの利用のために、住民の方々を対象としたインターネット利用率の調査することは、今のところは考えていません。

問 何かアンケート調査を企画財政課が行う折にでも、付して行っはどうか。

答 企画財政課長
貴重な御意見を頂きましたので、検討させて頂きたいと思えます。

問 SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）による人と人とのつながりを促進し、サポートするウェブサイトをj利用する人が増加状況の中で、根拠のない話や他人を誹謗するような書き込みが問題となつてるといふご意見を頂いています。住民保護の観点で、啓蒙、注意喚起ができないか。

答 企画財政課長
町の取り組みとしては、吉富小学校において毎年1月、5年生を対象とした外部講師による講習会等は行っていますが、一般の住民の皆様に対しての取り組みは現

に行つていません。

ご提案の広報等による注意喚起については、今後考えて行きたいと思えます。

今富町政2期目のゴールに向けて

問 町民と町の共同の町づくり、町に何をしてもらうかではなく町民一人ひとりが町に言葉として就任当初より聞いておりました。今も、同じ考えですか。

答 町長
本来の町づくりは、町民の皆さんが自ら町にいろんなことを提案し、実行する事だと思つていますので、それは4年前であらうが、8年前であらうが同じ考えです。

問 一緒に汗をかいてくださいます。今富の町づくりは、町民の皆様にも汗をかいて頂くという事ですよ。そういう町をつくりて行きたいと云うことですか。

答 町長
議員の言わんとすることは、十二分に私も思いますし、町民の方も、同じような考え方、あるいはご理解を頂いているものと思つて

問 次期町長選挙への立候補について、やり残したこ

と、不満足なことはありますか。

答 町長
私が8年前に掲げました人口1万人を目指そうという大きな目標について、不十分な結果が出ています。これを何とか目標に向かつて進めなくてはなりません。その為には、私も今まで以上に努力をしたいと思えます。また、多くの町民の皆さんから次回に向けて引き続き町政のリーダーとしてやって欲しいというお声を頂いています。その事も考慮に入れて、来年4月の町長選挙に立候補をする決意をいたしました。

問 不満足なことはありますか。

答 町長
私が8年前に掲げました人口1万人を目指そうという大きな目標について、不十分な結果が出ています。これを何とか目標に向かつて進めなくてはなりません。その為には、私も今まで以上に努力をしたいと思えます。また、多くの町民の皆さんから次回に向けて引き続き町政のリーダーとしてやって欲しいというお声を頂いています。その事も考慮に入れて、来年4月の町長選挙に立候補をする決意をいたしました。



◆是石利彦 議員
翔志会

地区公民館の不動産名義等について

問 町有地を地区公民館として使用している地区が8地区自治会と聞いていますが、個人名義の地区公民館の問題点について尋ねます。

答 総務課長
地縁団体として認定を受け

なければ、自治会名義では不動産登記できません。代表者等の個人名義で登記されたものは、登記簿上、個人所有と変わらない表記になつてゐるため、名義人の死亡などによりその相続人が相続財産と誤解して処分するなど問題も他団体では生じているようです。認可地縁団体が保有する不動産に係る登記の特例が平成27年4月から施行されます。内容は、表示登記された所有者の死亡による、移転登記は、登記名義人やその相続人の全部、または部の所在がわからない場合でも、10年以上占有されているものに限り、市長村長の証明があれば移転登記を可能にするというものです。

問 認知症実測値218名。人の11%以上の対象者が把握できました。認知症家族のための施策を尋ねます。

答 健康福祉課長
あいあいセンターで毎月、物忘れ相談会を実施。地域での支援を推進するため、認知症サポーター養成講座を実施。また、来年度地域包括センター内に認知症地域支援推進員を配置する計画です。

在宅介護支援センター実施要綱改定後の高齢者の取り組みについて

問 認知症実測値218名。人の11%以上の対象者が把握できました。認知症家族のための施策を尋ねます。

答 健康福祉課長
あいあいセンターで毎月、物忘れ相談会を実施。地域での支援を推進するため、認知症サポーター養成講座を実施。また、来年度地域包括センター内に認知症地域支援推進員を配置する計画です。

意 認知症をいかに地域で支

市全体での見守りの体制がつくられてゐます。早く取り組むべきではないか。

防災減災の取り組みについて

問 吉富町地域防災計画によると、避難対象者、供給対象者数は1,282人です。備蓄倉庫と合わせて、町内のスーパー、コンビニ店等の協力により在庫の優先的供給を受けるため、関係団体、企業と協議し、協定締結の促進に努めると記されている。被災者支援物資に関して、契約状況、協力体制を尋ねます。

答 総務課長
国交省の山国川河川事務所からは災害時に重機、災害対策現地情報連絡員が派遣されます。現時点で、町内の病院、スーパーなどの災害時協定の締結はありません。災害時のベッドや食料、医療品などの流通物資の確保を目的として、町内企業との災害時協定の締結を進めたいと考えます。

意 地域防災計画では、自主防災組織には、実に数多くのことが期待されています。吉富町災害対策本部との連絡網、今考えられる連絡方法、手段について善処すべきです。

近隣市町との連携強化の必要性について

問 中津・豊前コミュニティバス町内停車実現に向けて無視するがごとく、乗りたい人に乗せない公共バスはないのか、そのうちに停まるようになるでしょうと言われて、もう早8年になるうとしております。中津・豊前コミュニティバスを町内に停めてほしいということを手始めに、豊前市、中津との関係修復してみませんか。

答 町長 吉富町と上毛町は、乗合タクシーを運行することを選びました。地域ごとにあるものをいろいろと利用すればよいと思います。中津市、豊前市さんと関係構築等については、最近ではまだ議題には挙がっていません。

問 地域全体で人口減少時代を乗り切ろうという施策についてお考えがない。国の方針に沿って周りの市町も動いています。吉富町だけがそこに入らないということで、皆さんに迷惑をかけています。吉富町の振る舞い、今富町長の振る舞いが、ここでも迷惑をかけています。乳幼児医療支給システムの使用協定において、諸般の事情という一方的理由により次年度使用を破棄したことに対し、

豊前市、上毛町との関係修復を考えないのか。

答 町長 私どもは、豊前市さん、上毛町さん、あるいは中津市さん、築上町さんといさかいを起こしたことはございません。

意 吉富町長の振る舞いによって、年度途中での補正予算を組み急ぎよシステムをつくるなどは過去にありません。吉富町は、東部3町村として築いてきた兄弟とも言えるような関係、地区のリーダーとも言えるような豊前市との関係が損なわれています。それに自覚がないのは驚きです。



吉伸会
横川清一 議員

国の地方創生事業に対する吉富町の施策提案について

問 11月の臨時国会にて地方創生関連法案が成立し、わが町では国へ地域計画を提案する中で、何を最重要課題とし、どのようなプロセスで進めてい

くのですか。

答 企画財政課長 第4次総合計画の目指す「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち・小さなまちにあふれる輝き」の内容に沿った計画になると考えています。そこで平成27年度から中期の基本計画となるため、その中に網羅する形で取り組みたいと思います。

道路行政について

問 今後の町道新設改良工事についてどのような理念、構想をもっていますか。

答 産業建設課長 地域住民の安心安全な町づくりに直結する道路整備に重点を置いて、整備に努めています。具体的には4m未満の道路について整備区分に応じた拡幅整備を実施していきます。又、家屋の建てかえに合わせて可能なところから村中道路の拡幅に努め、親、子、孫が地域内で安心して住め、Uターンの方が住める地域づくりを目指した道路整備を実現したいと考えています。

問 計画の中で、国県の補助対象のある道路がありますか。

答 産業建設課長 大市屋敷線、通称小犬丸村中道路の50m区間において、補助の

内示がありました。

問 補助対象となる道路は、一般的な町道とどんな相違点がありますか。

答 産業建設課長 大別すると、道路法に沿った補助メニューは、国の道路構造令や町の構造の技術的基準に関する条例に沿った規格となります。具体的には、多岐にわたって細かく規格されており、本町の狭い町道では採択要件に合う事業は近年ありませんが、防災面でのセットバック規格として、幅員4mを最低基準とした場合、認められる場合があります。

公共工事の支払条件の制度改正について

問 吉富町の公共工事の支払条件の現状はどうなっていますか。

答 企画財政課長 本町では、吉富町財務規則により前金払いを3割までと定めています。これに合わせ工事請負契約約款においても請負代金50万円以上に限り、代金の10分の3以内の前金払い請求ができます。又、この他に部分払いという制度があり、一件100万円以上の工事について、完成程度に応じて支払うものです。この他に請負代金額に応じて支払回数にも制限があり、こうした二定条件をクリアし、部分払

い制度を活用することで最大10分の9まで完成前の支払いが可能となっています。

問 昨年度8月1日付で、本町にも総務大臣より、工事請負代金の支払い手続きの迅速化の要請文が来ていると思えます。又、福岡県での工事請負の前払い率は、全市町村の8割が40%としています。吉富町もこの実情を認識し、支払条件を改正すべきではないですか。

答 企画財政課長 本町の現状について、関係各課に確認しましたが、特に問題は生じておらず、現状の制度内で運用していくことが可能であると考えています。しかし、今後も状況を把握し、制度の拡充が必要と判断した場合は、適切に対処したいと考えています。



是石直哉 議員

防災・減災施策について

問 11月に実施した町内避難訓練の総括を、前回の訓練との比較や違いも含めて説明を求めます。

答 総務課長 大雨で山国川や佐井川の町内全域の一般住民を対象に避難準備情報及び避難勧告を発令し、徒歩による小学校までの避難の実施、各地区の自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援を実施。まだまだ誘導やスケジュールの管理等満足のいく内容ではなかった。

問 想定される水害―津波や河川の氾濫、鉄砲水等とにかく早く高い所に逃げる事が一命を取り留める事になる訳では。

答 総務課長 そのとおりです。

問 健康者ならまだしも高齢者や障害のある方々は容易に素早く避難する事が出来ないのでは。訓練でもそれなりの時間は避難にかかったのでは。

答 総務課長 災害対策本部に常駐しているため、結果、報告は聞いています。

問 津波避難塔の設置を求む。南海トラフ地震の場合震源地から吉富町は比較的距離が近い為3分から10分の間に津波の第一波が到達と予測。予算面

や維持管理、安全の問題等問題も多いが人命には変えられない。防災の観点から特色ある町づくりの一環に資するものでは。

答 総務課長 仮に大津波が発生し水害等が発生するには一定の時間が本町にはある。ソフト面の強化をしたい。

問 地震対策について、民間住宅等について危惧する所はないか。

答 総務課長 補強の前に耐震診断を受け耐震性の有無の確認が必要。

問 災害時に避難路が建物崩壊により塞がれる可能性も。課題として取り組む必要があるのでは。

答 総務課長 今後地震対策についても町内全域で訓練できればと考えています。

問 保険財政共同安定化事業費の拠出金の今後の取り扱いについて厚労省は2015年度から同事業一元化により保険給付費全体が都道府県単位での助け合い事業となり自治体単位での不要不急の支出の為の基金を準備する必要がなくなると指摘。同拠出金を活用して保険料の値下げに踏み切ってはどうか。

答 保険財政共同安定化事業費の拠出金の今後の取り扱いについて厚労省は2015年度から同事業一元化により保険給付費全体が都道府県単位での助け合い事業となり自治体単位での不要不急の支出の為の基金を準備する必要がなくなると指摘。同拠出金を活用して保険料の値下げに踏み切ってはどうか。

答 健康福祉課長 吉富町は国保財政として1億4千万円程の基金があるが不測の事態に備えるもの。

問 国保会計の基金繰入金は2千万円、加入者を千世帯とすると年額2万円は安く出来るのでは。今後医療費抑制や保険料納付率が向上すれば保険料が下がることはあるのか。

答 健康福祉課長 H23年度税率を改正(低く)して。医療費の動向に応じ税率を見直す。

自衛官募集委託業務について

問 陸自工科高等学校へ入学する生徒を募集する目的で全国500以上の市町村に中学を来春卒業する生徒の個人情報提供するように不正に依頼していた問題で、防衛省に対して町内中学生及び高校生の個人情報提供の依頼はあったのか。

答 住民課長 H19年5月、20年5月の計2回、18歳男子対象。閲覧内容は氏名、生年月日、性別、住所。

意 総選挙が行われ集团的自衛権行使容認の安倍政権が勝ったが現実的に町内の若者が戦地派遣をもたらす現実を私達自治体議員や行政はしっかり

と認識しなければならない。

吉伸会

◆太田 文則 議員



空き家対策について

問 今現在町内に空き家は戸数ありますか。

答 企画財政課長 平成21年11月から平成22年2月にかけて空き家調査を実施し、79戸の空き家を確認しましたが、現在はさらに増えているのではないかと思います。

問 4年経ってかなり増えていいると思われる。このような空き家に対して所有者にUターン等の予定があるかなど何かのアクションを行いましたか。

答 企画財政課長 全ての戸数に対して所有者の把握をしているわけではありませんが、特に所有者が既に亡くなられている物件については相続等がどうようにおこなわれているのか、家屋の所有者、所有の権利を有する方の

把握は出来ていません。今後国の動向を見据えながら、本町の空き家に対する問題に対処していきます。

意 空き家が近隣の市町に比べて減少することを期待します。

固定資産税の特例課税措置について

問 固定資産税特例課税はどういうことか説明願います。

答 税務課長 200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合住宅1戸当たり200㎡までの部分)を小規模住宅といい、課税標準額は価格の6分の1の額です。小規模住宅用地以外の住宅用地200㎡を超える住宅用地を一般住宅用地といい、課税標準額は価格の3分の1の額とする規定です。

意 小規模住宅は6分の1の特例措置があるから、家を取り壊さない方もいるのではないかと思いますが、議員発議で条例を実施している町もありますので、この件についてはもっと勉強して、再度質問したいと思います。

定住化促進制度について

問 定住化促進制度について町にはどのような制度がありますか。

答 企画財政課長
・定住化促進奨励金交付制度

・中学生までの子供医療費の助成
・第3子以降の保育料の無料化など
児童福祉の分野では

・就業前の児童サポート事業
・子育て家庭応援事業など

これらが積み重なって定住化促進、人口減少防止策に繋がればと考えています。

問 定住化に向け結婚された人に対して祝い金をあげる制度についてどのように考えているか。

答 企画財政課長
以前第3子以降のお子さんを

出産された方に対して出産祝い金30万円を支給していたが、この財源ではかの施策を実施して、皆さんに享受できるように転換したほうがいいとのこと廃止しました。この祝い金があるなしにかかわらず、吉富町を選んでいただけるよう定住化促進と人口増を目標に頑張りたいと思います。

各地区の公民館の耐震診断と耐震補強の助成について

問 各地区の公民館の耐震診断、補強の助成についてお答え願います。

答 企画財政課長
町内に17ヶ所の地区公民館があり、いずれも最初に避難する

場所や集合場所としまして、非常に重要な施設で安全確保につきましては重要な課題であると考えています。耐震診断あるいは耐震補強に對します補助金の交付など、今後検討したいと考えています。

翔志会

丸谷 一秋 議員



介護保険について

問 要支援者を新しい地域支援事業に移行した場合の問題点は何か。

答 健康福祉課長
今回の改正は、地域における

医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による、介護保険制度の持続可能性の確保のために行うものです。

問 今後の特養及びデイサービスが利用者に対しては、サービス低下にならないのか。

答 健康福祉課長
吉富町は以前から、介護保

険の給付外の人でも、デイサービス、ホームヘルプサービスを行っておりそれも従前どおり続けていく予定で

防災対策について

問 小犬丸地区の消火栓の圧力はどれくらいなのか。また、町内で一番圧力が低いと想定される地区はどのあたりか。

答 上下水道課長
平成25年度に町内50カ所の

消火栓から水圧測定を実施しています。小犬丸地区については、3カ所を測定し、結果は界木地区へつながる町道小犬丸界木線で、0.229メガパスカル、下区公民館前で0.240メガパスカル、また、町内で一番圧力が低かった箇所は、別府団地です。測定値は0.155メガパスカルでした。

問 町内に現在、何か所の防火水槽があるのか。今後、防火水槽の設置計画があるのか。

答 総務課長
3ヶ所あります。自治会と

自主防災組織の方々に、この防火水槽等の設置要望の受付けについて、昨年の12月に自主防災組織の役員会の中で、要望の受け付けを周知させていただいています。

吉富町はどのように向いて進むのか

問 子育て支援は本場に必要ですが、今後も継続していかねばならない重要な施策であると考えています。どのように取り組んでいく予定ですか。

答 健康福祉課長
現在、吉富町では次世代育

成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども、子育て支援法に基づく事業計画を一体とした、これからの吉富町の総合的な子育て支援の推進に向けた計画を19名の委員の方から意見を聞きながら策定しています。

問 環境問題の方向について、ごみのポイ捨てが非常に多く、体育館横の黒川及び電源道路沿いの小犬丸地区に藻が生え、流れを悪くしています。除去等の対策の考えありませんか。また、川のふちの雑草も一緒に考えてもらいたい。

答 産業建設課長
今後、藻の繁殖状況を確認しながら、その場合は除去も検討したいと思います。

問 人口増に向けての方向について、今現在、県界道路が工事を行っています。それが開

通する時期に合わせて、延命、町有地に企業誘致をしたり、分譲住宅することで、人口増につながるのではと思っておりますが、こういう考えはありませんか。

答 町長
延命の跡地のお話を含めた、

人口増に向けての方向性ということだろうと思いますが、本町の町内の住宅地として利用しやすい地域あるいは町の活性化のためにどのように使ったらいいかなど、議論をする場をつくっていきたく思っています。

吉富町長として8年間の総括を問う

問 吉富町政を担うものとして、8年前の初心と今現在の思いの変化はないか。

答 町長
壮大な理念、そして自分の

確固たる信念をもって、どういう状況であろうが計画を立て、提案をしたものについては、諦めずに根気強くやっていくことが町政の責任者として、責任を全うすることだと思っています。



小学校の芝生化についで

問 6月の吉富小学校校庭芝生化寄附及び管理に伴う行事などの変更点について

答 教務課長

授業計画変更は1件。5校時のふれあい集会を運動場から体育館に変更しました。運動場の使用・利用制限は、工事及び養生期間中の9月8日までは芝生部分の使用を禁止。9月26日までは運動会の練習時間のみ使用しまして、休み時間等は使用を禁止。運動会翌日から10月5日までは、休み時間を使用禁止、翌6日からは全時間使用可能といたしました。2点目、授業参観のときには、芝生部分について保護者の車の駐車を控えました。3点目、次年度以降の計画は、芝をよい状態で維持していきたいと考えています。芝が枯れます冬の時期には、冬芝を蒔きできる限り、1年中、緑の状態を維持できるように管理したい。

答 教育長

4点目。6月4日に代理の方から町部局に吉富町教育委員会宛てに、吉富小学校運動場芝張り工事の寄附の申し出があり、事務局としても、子供たちの教育にとって大きな効果が期待されることから、ぜひ、お引き受けしたいと考えました。

問 この芝生化寄附採納は、第三者が管理している土地を子供達が使っているという形になりますので、これはいつ時点で完了する予定なのか。

答 教育長

現在の所、引き渡しは何時になるかということ、はっきりとは判りませんが、この冬を何とか越していけばいいんではないかと思っています。

意 この寄附者に何時までも頼ってなくて、来年以降は自分達で管理する訳ですから、しっかりとやって欲しいと。そこら辺を十分検討して頂いて進めて欲しいと思います。

基金について

問 平成25年度吉富町一般会計決算繰越金も2億7,337万円が残り、本来実施すべき必要のあった施策や町民への公的扶助を十分行つたのか。吉富町の将来を見据えて、目的基金として、計画的に予算措置すべき必要はなかったのか。

答 町長

柔軟な財政運営を行う意味においても、25年度に出ました剰余金は、まずは、2分の1以上は法律で定められた基金に繰り入れ、残りは翌年度の財政運営に使っていききたいということで、事務処理をさせていただいております。これについては、毎年度ほぼ同じような形でやらせていただいております。

問 現在これだけ道路などを所に目的基金という形で財源確保をするのが本来ではないのかと思えます。元気臨時交付金は基金として積み上げ、そのすぐ1カ月も経たない後に崩すという話もありました。計画的な目的基金というのを作ってはどうか、町長に聞きたい。

答 町長

元気臨時交付金は、その交付金を基金に積み立てましたが、その期限までには消化をするということになります。

意 以前の吉富町というのは、金をつくり、その度に次の世代のためにお金を残し運営してきた訳です。今、我々の時代に基金を取り崩して、どんどん使っていくというように形にならないように、計画的な目的基金を作っては如何か？

議会報告会結果

本町議会では、昨年11月初旬から中旬にかけて町内7箇所において、「今後の議会活動に生かすこと」を目的として議会報告会を実施し、143名の方に参加いただきました。

特に質問等が多かった内容とその応答

Q 小学校の芝生化について（特別委員会設置に関することを含む。）

A 4月に芝生化予算が出てきました。その時点で我々は良いか悪いかの判断のしようがないというところで、現地視察や町と一緒によく話し合いましたが、それらがなかなかの理由から否決されました。それに関して町長が再議権を行使しましたが、その後の採決でも否決という結果になりました。

その後、小学校芝生化の寄附があり、寄附という行為に関しては、議会の議決が必要ないということなので、その寄附のいきさつがどうなのかとか、今後小学校でどういう管理をするのか、子供たちの影響等の



調査のため、小学校芝生化調査特別委員会を立ち上げました。そのあとに委員会を開催し、質問していただきます。本来夏休みが終わるまでに芝生を植え、伸びて、町に寄附する予定だったので、今年の天候不順で芝生が伸びなかったということで、今のまま使われると植えた芝がダメになるということで、寄附者の方が面倒を見ている。今はまだ、その方個人の持ち物なので、私たちはそれ以上聞くことができません。調査特別委員会も止まっている状態です。町に正式に引き渡された時点で、何故芝生が寄附なのかとか、来年以降どうするのか等を私たちが聞くことができます。これが今までの経緯です。

Q 議員が設立している会派はなぜ必要（小さな町にも）なのか。

A 人が三人集まればグループが二つできるといわれています。

自分たちの政策を実現していくには、多くの議員の賛同を得ることが必要となります。このため、議会内に政策目標が一致する議員による「会派」が結成されています。会派は政策等の研究、勉強のため結成するものです。議員個人が活動

していく中で、町の色々な政策や事業に対して共感が持てる、一緒に議員として勉強したいと議会開催中だけでなく、議員活動の中で協議をするグループをつくることがあっても良いのではと考えます。

Q 空き家対策について

A 9月議会においても、一般質問でこの空き家対策の質問があり、執行部の答の中で、「秋の臨時国会に空家等対策の推進に関する特別措置法案が提出される見込み（現在は、法案は成立している）、法案成立後は法に従って適切に処理していきたいとの執行部からの回答でした。今後国から各自治体に対し何らかの方向性なり、施策の指示等があるものと期待しております。議会といたしましては、住民の安心・安全が保てるようその動向に注視し、全員協議会等において、協議したいと思っております。

Q 議会本会議のライブ中継の導入について

A 議会改革のひとつとして本会議の動画配信（ライブ中継を含む）につきましても検討しているところであり、平成26年2月には、最近導入した豊前市議会に全議員が行き、システムの視察等を行いました。ただ、システムを導入するとすると約1,700万円の初期費用（別に年間ランニングコスト約100万円）がかかるという試算が

出ています。本町議会が導入するためには、どのような運用をしていくのか等々、議員の中でさらに検討を要する。と結論が出ています。まずは議会だよりやホームページに掲載予定（平成27年2月）の議会本会議の会議録にてご確認いただければと思います。

Q 本町の議員定数、議員報酬について

A 議員定数につきましては、約27年前は18人、現在は10人と随分減少はしてきています。ただ、定数が少なければ良いものなのかどうなのか。報酬の額も17年前と同じです。荻田町と議員報酬を比較しても、月額12万円ほど吉富町の方が少ない状況です。これもまた、少なれば少ないだけ良いのか。等々議会内部でも十分議論する必要があると思います。将来、町のために議員にと思われ方のためにも、慎重に考えなければならぬ問題だと思っております。

Q 政務活動費について

A 現在、吉富町議会では議員1人につき月額2万円、年間24万円の政務活動費が申請すれば支給できます。その用途につきましては、条例で研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報、公聴費等使途が定められ、1円以上の領収証の添付を義務付け、調査研究に係る報告書とともに収支報

告書を提出しています。また、支給された政務活動費に対し、支出が少なかつた場合は、年度の終わりに残額を町に返還するようになっていきます。なお、この報告書につきましては、閲覧も可能となっております。

その他の質問等

- ・ 議会報告会の開催意義、開催時期について
- ・ 人口減と地域の活性化について議会はどう考えるか。
- ・ 議会から町（執行部）に積極的に提案してほしい。
- ・ お悔やみごとの防災無線での放送について
- ・ 犬猫の飼い方、野良猫対策について
- ・ 議会報告会を今後も開いてもらいたい。

アンケート結果

今回、議会報告会を実施するにあたり、アンケート調査を行い来年度以降も参加したいかの設問を設けました。その結果は次のとおりです。

回答者（117/143）

参加したい	71名（約61%）
参加したくない	10名（約9%）
どちらともいえない	32名（約27%）
無回答	4名（約3%）

議会報告会を終えて

昨年11月に実施した議会報告会ではたくさんのご意見・ご質問等がありました。いただいたご意見等は、本町における課題として、また議員の共通認識としてしっかりと受け止めさせていただき、対応について全員協議会で協議を始めています。どのような形で反映させて行くかまでの結論が出ていないものもございますが、懸案事項（ご質問等があった内容等）については、議員が以前から課題として一般質問したものの、12月議会の一般質問により町執行部になげかけた案件もございます。

ご参加いただきました方々、開催するにあたりご協力くださいました自治会長さんをはじめ、お手伝いをいただいた関係の方々にお礼申し上げますとともに、ぜひこの議会報告会を継続実施させていただき、今年よりも来年と、多くの町民の皆さんに関心を持っていただき足を運んでもらえますよう、議会としても創意工夫をこらし開催したいと思っています。

立春とはいえまだまだ寒い日が続きます。町民の皆様におかれましては、どうぞご自愛下さい。



議長 花畑 明

次回予告

次の定例会の開催は、3月になります。請願、陳情等がありましたら、2月末日までに議会事務局に提出してください。

議会事務局